

神奈川県社保協ニュース

神奈川県社会保障推進協議会 【NO. 19-12】 2020年4月28日発行

横浜市中区桜木町3-9 平和と労働会館6F TEL045-201-3900・FAX045-212-5654

「新型コロナ」国保傷病手当金、自営業者の家族も対象に！！

4月16日、神婦協（神商連）は、神奈川県に対し、国保加入者がコロナ感染した際の傷病手当の対象は被用者とされている件で、事業主と白色申告の家族専従者も対象とすること、財政支援を国に要望することなどを要請しました。神奈川県は県内の自治体に向け、Q&Aを送付し、それぞれ条例制定がすすんでいます。今回の要請に対し、県の健康福祉局は、「今回の緊急対策では、家族専従者は傷病手当の支給対象となり、Q&Aで市町村に通知しています」と答えました。青色か白色かの区別なく、家族専従者は被用者であることを確認しました。



3月26日の政府の厚生労働委員会では、厚生労働保険局長が「（支給対象の拡大も）市町村長の判断で可能」と答え、個人事業主も対象にする道を開いています。しかし、国の財政支援はなく自治体任せとなっている問題で、神婦協の目黒千恵美会長は、「財政規模の小さい市町村任せでは実現できない。緊急事態なのだからすべての事業主にも国の責任でお金もきちんと出してほしい。私たちと一緒に県も声をあげてほしい」と強く要望しました。県は、「要望の内容は県から国へ口頭で伝えることができます。皆さんもぜひ、国に要望してください」と答えました。神婦協はこの後すぐに、加藤勝信厚生労働大臣にあて要請書を送付しました。＜神商連しんぶん5月号より転載＞

国保の傷病手当金制度、全県の市町村に広がる！！

新型コロナウイルスの感染にかかわって、国保加入者に傷病手当金を支給する条例改正を、厚木市と秦野市、伊勢原市が3月議会で可決しました。4月に入って、川崎市、鎌倉市、相模原市、海老名市の4市が臨時議会で条例改正案を可決しました。また、横浜市、平塚市、小田原市、大和市、二宮町、大井町、松田町、箱根町、愛川町の9市町が、専決処分として始め、神奈川県下33自治体のうち、17自治体で傷病手当金制度がスタートしました（4月28日現在＝県社保調べ）。

その他の市町村国保でも、また後期高齢者医療の加入者に対しても広域連合で支給する方向で検討がすすめられています。

国保の傷病手当金制度をスタートした自治体で共通していることは、対象者を「給与の支払を受けている者に限る」としていることです。そのため、フリーランスや事業主は対象外となりますが、前期のように、「自営業者の家族専従者は、青色申告・白色申告の区別なく、『給与の支払を受けている者』とされます。厚労省の2018年度国保加入者実態調査では、全国の加入者1802万5千世帯のうち、傷病手当金制度の対象となる被用者世帯は520万8千世帯（28.9%）。神奈川では、124万5千世帯のうち、40万4千世帯（32.4%）が対象となります。

制度ができたことを足がかりとして、フリーランスや事業主にも適用されるよう運動を広げましょう。また「新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症への感染が疑われるときに限る」とされていることを、さらに他の傷病にも拡充していく運動をすすめましょう。

＜3月議会での条例改正＞

厚木市、秦野市、伊勢原市

＜4月臨時議会での条例改正＞

川崎市、鎌倉市、相模原市、海老名市

＜専決処分で実施＞

横浜市、平塚市、小田原市、大和市、
二宮町、大井町、松田町、山北町、
箱根町、愛川町

◆5月23日予定の2020年度社会保障学校を延期します。開催時期は、今年秋ごろを予定し今後判断します。

◆5月の常幹は8日（金）、幹事会は15日（金）に予定していますが、開催の可否・方法は今後判断します。

外出自粛・休業要請をすすめるなら、一体の補償を！！

4月27日、新型コロナウイルス感染拡大対策のための2020年度の補正予算案の審議が始まりました。補正予算案は、一度閣議決定されたものを1人当たり一律10万円の給付を盛り込んで組み替えるなど、国民の世論による大きな成果です。補正予算案は、一般会計の総額が25兆7千億円で、そのうち1人一律10万円給付の予算は12兆9千億円。10万円の給付は、5月に開始するとされていますが、一刻も早く、すべての人のもとに確実に届くようにすべきです。

新型コロナウイルスの爆発的感染を食い止め、国民の命と健康、生活と営業を守り抜くには、なにより外出の自粛や休業の要請と一体の補償をすすめることが不可欠です。外出自粛や休業要請で直接・間接に損失を受けている人の生活と営業が持ちこたえられるよう、十分な補償をすることが急務です。労働者や自営業者、フリーランスの賃金・収入の補償は当然です。すでに閉店したり廃業したりする中小の商店が相次ぎ、大企業でも生産の停止などが深刻な影響を広げています。かつてのリーマン・ショック時を上回る規模でのリストラや「派遣切り」、解雇などが懸念されます。「売り上げが5割以上減」などと制限を付けずに、中小小規模事業者の家賃や光熱費などの固定費を継続的に補償することが重要です。安倍政権の姿勢を正していく必要があります。

また組み替えられた補正予算案は、医療や検査への支援拡充は全く図られません。最も差し迫って求められるPCR検査体制の強化や医療現場への財政支援の予算は、1490億円しか計上されていません。コロナ患者の受け入れに対応するには、1病院当たり月1億円強～3億円弱の減収が生じるとの試算もあります。医療機関への支援と検査の拡大、マスクの緊急供給など、医療体制強化にさらなる財政支出が不可欠です。数兆円規模に増額し、医療崩壊を食い止めるあらゆる手だてを尽くすべきではないでしょうか。

4.26 いのちと暮らしを守る「コロナ電話相談」を実施！！

新型コロナウイルス感染症が各地で拡大し、暮らし、営業、労働への影響は拡大し続け、深刻な状況となっています。政府に対し、感染拡大とともに全階層に対応する支援や助成など各種制度施策の創設が求められています。こうした状況のなか、各階層の実態を明らかにしつつ、緊急に制度拡充や創設を求めるため、4月26日に「いのちと暮らしを守る『コロナ相談会』」を実施しました。

県国公の単組・退職者会、県職労連・退職者会、建設労連、神奈川労連、神奈川税経センター、自由法曹団、保間協、神商連、生健会、社保協などの団体から26人が参加し、16件の電話相談を受けました。



＜主な相談内容＞

- ◆個人事業の介護在宅訪問事業。事業継続も困難になっている。社員は一人だが給料が払えない、何とかしてやりたいが何か手立てはないか（男性、40代、事業者）
- ◆休業が指示されているが賃金が払われない。会社は営業収入が半分以下になっているのでムリだというだけ。このままでは生活できない（女性、50代、正規）
- ◆仕事がなくなり、まったく収入がない。生活するための支援はあるか（男性、70代、パート）
- ◆社内で感染発症者が出て2週間営業を停止。再開後に「これから繁忙期に入るから全員出社」の指令。両親への感染が不安なことと、社内感染防止策が不十分なため有給休暇で休んでいる。残りが少なくなり、上司に相談したが、「有給がなくなれば欠勤、懲戒免職」と言われた。感染防止のため会社で住居を借り上げてもらえばそこから出社すると言ったが1人だけ特別なことはできない。労働組合にも相談しているが、どうすればいいか（女性、20代、正規）
- ◆4月27日までは間引き出勤していたが、「GWは在宅がおおいから戸別訪問の営業で売りまくれ。仕事があるだけでもありがたいと思え」と戸別訪問を強化する営業方針が示された。感染不安や戸別訪問を否定的に受け取られる。息子と同居しているので私自身の感染も不安（女性、70代、無職）

- ◆1年前から居住型施設の調理師として週3日・24時間の就労。ぜんそくの持病があり、感染不安があるが、退職が認められない。辞めた場合の仕事探しや補償は何かあるか（女性、60代、非正規）
- ◆雇調金や融資などあるがどこに相談したらいいのかわからない。何か所も回って、手続きして、時間だけかかってしまうのではないかと（男性、60代、事業者）
- ◆創業2年目、昨年11月に横浜に移転して事業を拡張したところ、クルーズ船被害。4月分の賃金が払えない。どうしたらいいか（男性、40代、事業者）

相談体制は整いましたが、相談件数は16件にとどまりました。神奈川新聞と東京新聞、赤旗で事前告知しましたが、周知・発信力が弱い点が否めません。相談内容は、一つの事案に限らず労働（解雇など）や経営（資金難など）いずれも生活支援が必要なものでした。また社内発症があっても、感染防止策が不十分なまま営業再開、出勤強要が起きている事例相談がありました。営業等自粛が広がる中で「営業を強化」する実態も生まれています。各種制度や支援策が拡大していますが、「言葉の意味」が難解、労働者も事業者ともに知られていない実態も浮き彫りになりました。5月連休明けからさらに深刻な状況となるが想定されます。そこに対応した「相談活動」の継続が必要との認識が共有化されました。＜県大運動実行委員会のまとめより転載＞

国保・介護保険の保険料減免を県に要請

神奈川民医連

神奈川民医連は、4月15日に「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の免除等に関する申し入れ」を行ないました。また、4月17日に「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した等による介護保険の第一号被保険者の保険料の減免に関する申し入れ」を行ないました。

4月7日、閣議決定した「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「感染症の影響により一定程度収入乳が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行う」ことが示されたことを踏まえ、4月8日には、国民健康保険法第77条の規定に基づく保険料（税）の免除等の取扱い、4月9日には、第一号介護保険料の減免に対する財政支援について、厚労省より事務連絡にて示されました。



＜国保と後期高齢者医療の免除に関する要望＞

- ①「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」にもとづく、国民健康保険料（税）と後期高齢者医療保険料の免除等を保険者である市町村が速やかに実施できるよう徹底すること。
- ②国民健康保険料（税）と後期高齢者医療保険料の免除等を行うことについて県民に広報し周知徹底すること。

＜介護保険の保険料減免に関する要望＞

- ①介護保険の第一号被保険者の保険料の減免を市町村が速やかに実施できるよう支援すること。
- ②介護保険の第一号保険者の保険料の減免について県民に広報し周知徹底すること。

県から、「13日に市町村に対して、国民健康保険料（税）と後期高齢者医療保険料の免除等を速やかに実施するよう通知を出している」。「実施に当たって疑問点は、国に問い合わせしている。分かり次第、市町村に伝える準備をしている」。「県民の周知徹底については、県だけでなく、市町村の広報を通じてお知らせしていく予定。すでに広報で知らせている市町村もある」。「10日に市町村に対して、介護保険の第一号被保険者の保険料減免について、速やかに実施するように通知を出している」「広報は市町村が先になると思う」と回答。

民医連は、県に対し、10日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための医療機関・介護事業所に対する緊急支援」の要請、27日に「生活保護利用者に支給される 特別定額給付金の収入認定除外の申し入れ」をしています。

＜神奈川民医連・県連NEWSより転載＞

一定程度、収入が下がった方は、国保・後期高齢者医療・介護保険の保険料（税）の減免、納付の猶予が可能です。年金保険料の納付猶予も受けられます。各市町村への問い合わせ、迅速な対応を求めましょう。

市町村国保・保険料（税）の引き下げ努力がすすむ！！

県社保協として、2020年度の市町村国保料（税）調査を実施し、全33自治体から回答をいただきました。子どもの均等割を全額減免した大井町が大きく引き下げるなど、額の回答をいただいた21自治体中、13自治体で引き下げられています。ただし、国保料の自治体は5～6月の確定となるため、保険料率が決まっていません。6月末までに、全自治体の集計を行います。

2020年度市町村国保・保険料（税）調査の集計表

2020年4月10日現在

自治体	1人当たり保険料（税）額（円）			国保会計基金残高（千円）			法定外繰入予算額（千円）		
	2020年度	2019年度	差額	2019年度	2018年度	差額	2020年度	2019年度	差額
1 横浜市	109,120	106,792	2,328	5,051,955	4,579,928	472,027	7,024,978	10,104,101	-3,079,123
2 川崎市	137,915	136,909	1,006	1,541,161	827,092	714,069	3,074,591	3,449,518	-374,927
3 横須賀市	未定	95,846		100,020	100,000	20	288,792	306,298	-17,506
4 平塚市	97,094	99,049	-1,955	155,922	273,923	-118,001	192,000	268,990	-76,990
5 鎌倉市	未定	121,041		203,817	343,814	-139,997	618,899	820,000	-201,101
6 藤沢市	5月末に決定	106,366		1,006,014	1,005,873	141	810,694	623,195	187,499
7 小田原市	94,135	92,008	2,127	未定	465,681		269,825	379,637	-109,812
8 茅ヶ崎市	未定	100,975		312,145	422,094	-109,949	152,656	185,342	-32,686
9 逗子市	113,107	115,588	-2,481	36,904	71,650	-34,746	164,764	184,764	-20,000
10 相模原市	98,114	97,842	272	基金は設置していない			600,000	2,573,000	-1,973,000
11 三浦市	110,062	114,399	-4,337	45,467	41,212	4,255	57,667	62,473	-4,806
12 秦野市	88,484	82,941	5,543	8,176	8,174	2	527,166	909,867	-382,701
13 厚木市	未定	98,588		868,924	868,818	106	282,017	582,527	-300,510
14 大和市	未集計	95,847		未集計	1,123,172		-	698,254	
15 伊勢原市	算定日6月末	100,116		809,702	874,512	-64,810	181,000	240,000	-59,000
16 海老名市	109,210	104,741	4,469	57,070	57,053	17	546,728	641,057	-94,329
17 座間市	94,020	98,952	-4,932	557	558	-1	350,674	497,747	-147,073
18 南足柄市	127,587	127,633	-46	267,460	179,642	87,818	6,747	7,676	-929
19 葉山町	5月末に決定	97,484		104,294	120,287	-15,993	70,000	70,000	0
20 寒川町	90,362	97,479	-7,117	610,168	810,063	-199,895	28,776	28,776	0
21 綾瀬市	-	85,295		25,012	4,009	21,003	363,164	411,398	-48,234
22 大磯町	115,065	120,778	-5,713	164,145	184,193	-20,048	0	65,174	-65,174
23 二宮町	99,027	109,599	-10,572	90,483	100,463	-9,980	0	0	0
24 中井町	92,242	97,252	-5,010	143,858	138,858	5,000	21,000	26,000	-5,000
25 大井町	72,078	87,868	-15,790	380,000	319,558	60,442	0	0	0
26 松田町	108,650	110,683	-2,033	225,273	205,261	20,012	10,000	15,000	-5,000
27 山北町	104,574	105,127	-553	0	0	0	5,000	0	5,000
28 開成町	未定	107,000		未定	143,714		18,970	6,674	12,296
29 箱根町	101,346	97,922	3,424	194,581	193,881	700	0	0	0
30 真鶴町	104,168	102,161	2,007	88,356	78,355	10,001	0	0	0
31 湯河原町	未定	100,294		0	0	0	803,041	0	803,041
32 愛川町	96,900	98,200	-1,300	422	422	0	129,223	131,625	-2,402
33 清川村	未定	106,502		11,806	5,481	6,325	0	0	0
平均or合計	103,012	103,614	-1,936	12,503,692	13,547,741	688,518	16,598,372	23,289,093	-5,992,467

※ 1人当たり保険料（税）額の2020年度未定の自治体は、5～6月に決定の予定。

※ 1人当たり保険料（税）額の2019年度の額のうち、報告未集計の自治体の額は2019年度県社保協調査による。

※ 国保会計基金残高の2018年度、法定外繰入予算額の2019年度は、2019年県社保協調査による。